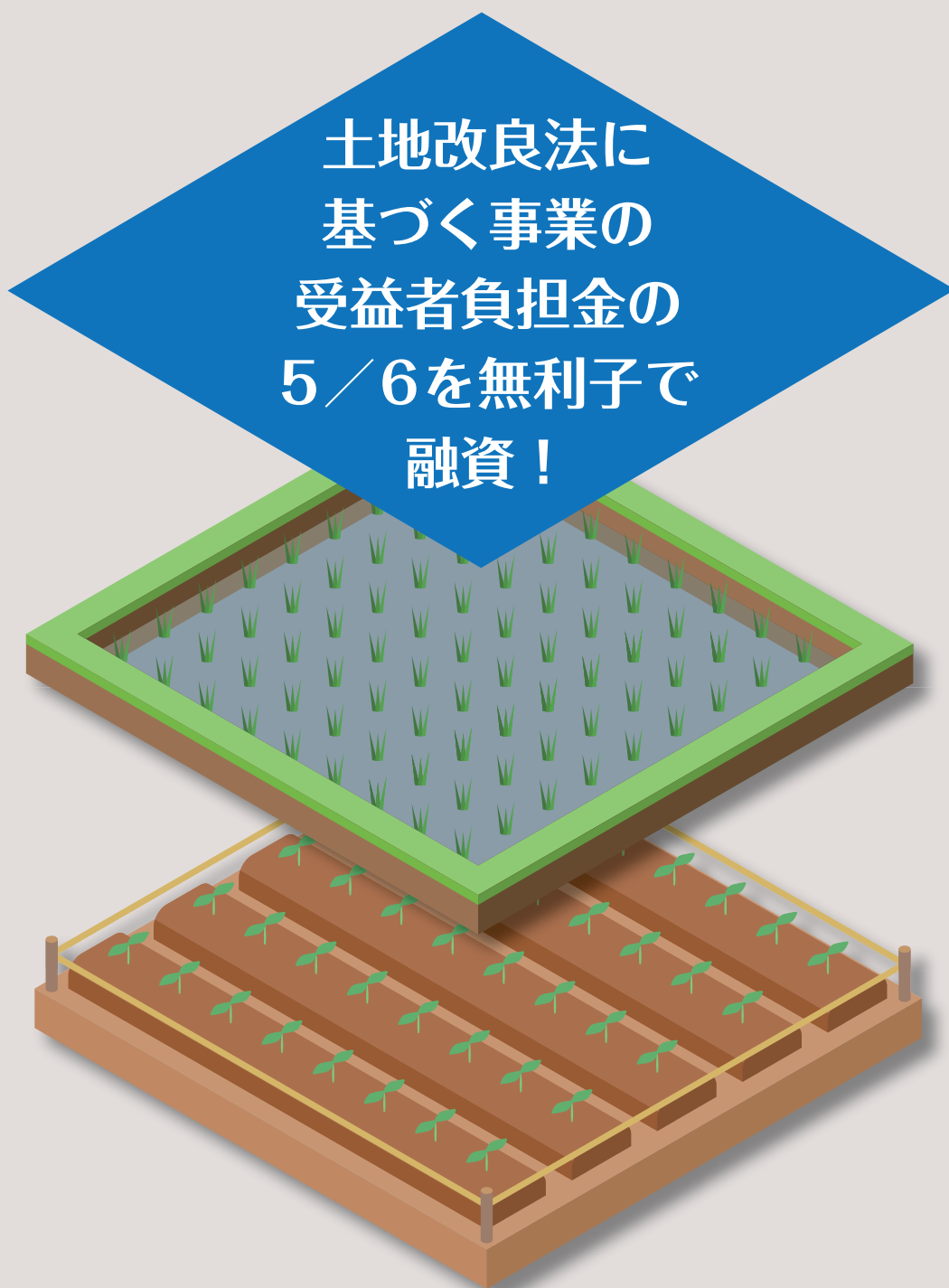


水田・畑作経営所得安定対策等 支援資金のご案内

土地改良法に
基づく事業の
受益者負担金の
5/6を無利子で
融資！



全国土地改良事業団体連合会



1 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金（以下「支援資金」）とは？

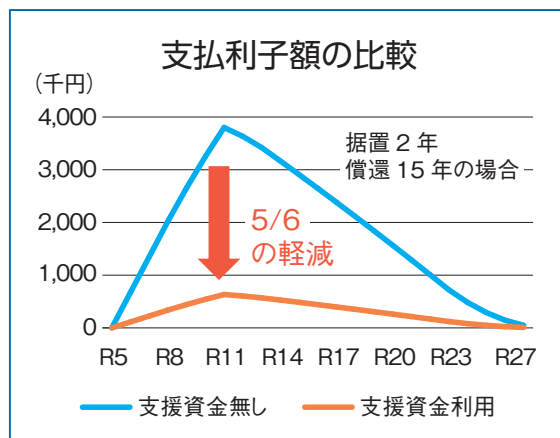
土地改良事業等の実施地区のうち要件を満たすことが確実と見込まれる地区において、水田・畑作経営所得安定対策等支援計画（以下「支援計画」）に従って、受益者負担金の5/6に相当する額を限度に融資を受けることのできる無利子の資金です。

○支援資金を利用するとどのくらい地元負担が軽減されますか？

土地改良事業の受益者負担金について、6年間毎年54百万円（合計3億24百万円）を全額有利子（利率1.25%）で融資を受けた場合と、5/6を支援資金とした場合の負担額を比較すると以下のとおりです。

(単位：千円)

年度	借入金額	償還金(元金+利子)		うち利子	
		支援資金無し	支援資金利用	支援資金無し	支援資金利用
R5	54,000	0	0	0	0
R6	54,000	675	113	675	113
R7	54,000	1,350	225	1,350	225
R8	54,000	5,320	3,887	2,025	338
R9	54,000	9,291	7,548	2,659	443
R10	54,000	13,261	11,210	3,251	542
R11		17,232	14,872	3,801	633
~~~~~					
R23		19,852	18,309	723	121
R24		15,882	14,647	484	81
R25		11,911	10,985	292	49
R26		7,941	7,323	146	24
R27		3,970	3,662	49	8
合計	324,000	365,439	330,906	41,439	6,906
				軽減額 34,533 千円	



支払利子額を34,533千円減らすことができます。  
借入額が多いほど軽減額も大きくなります！

# 2 償還期限・償還方法は？

償還期限：25年以内（据置期間10年以内を含みます。）

償還方法：均等年賦償還

# 3 支援資金の融資を受けるのは誰ですか？

土地改良区が受益者負担金を負担する場合は、土地改良区が融資を受けることになります。

土地改良区がない場合は、一旦農協が融資を受けた上で、農協が各受益者に貸し付ける方法を取ることができます。（農協転貸方式）

## 4 支援計画とは？

支援計画とは、支援資金の借入額や借入期間、償還方法などを記載した計画です。支援資金の融資を受けるには、認定された支援計画が必要です。融資を受ける前年度までに、全国土地改良事業団体連合会の認定を受けてください。

支援計画の申請主体は、土地改良区となります。土地改良区が設立されていない地区の場合、市町村が申請することになります。

## 5 認定・実施期間は？

認定期間：令和7年度まで

実施期間：認定された支援計画の償還年度まで

## 6 支援資金の対象となる事業は？

以下の土地改良事業等が支援資金の対象となります。

国営土地改良事業

独立行政法人水資源機構事業

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所事業

都道府県営事業、団体営事業

対 象	
土地改良法に基づく事業	ただし、以下の事業は対象外となります。 ・担い手育成農地集積事業（日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の無利子資金）の対象となる事業 ・水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づく水利施設整備事業のうち農地集積促進型
土地改良法に基づかない事業	対 象 外

土地改良法に基づく手続の有無等により取扱いが異なりますので、全国土地改良事業団体連合会又は都道府県土地改良事業団体連合会にご確認ください。

支援計画で定める目標年度までに（１）～（３）のいずれかを満たすことが確実と見込まれることが必要です。

(1)

担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること

(担い手農地利用集積向上計画)

(2)

高収益作物の生産額がおおむね 20% 以上増加すること

(高収益作物生産額向上計画)

(3)

輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること

(輸出事業計画連携計画)

## (1) 担い手農地利用集積向上計画

支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。  
なお、現在の担い手の経営農地を増やすだけでなく、新たな担い手を追加することも可能です。

採択時	目 標
80%未満	10ポイント以上増加
80～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95～100%未満	シェア増加
100%	維持

①目標集積率が60%未満の場合は採択されません。

②目標集積率80%以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は左記の限りではありません。

③受益面積3,000ha以上の地区で目標年度における集積率50%以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は左記の限りではありません。

例1

受益面積	担い手面積	担い手農地利用集積率
123ha	55ha	44.7%

目標年度

集積率16.3ポイント増^{*1}

受益面積	担い手面積	担い手農地利用集積率
123ha	75ha	61.0% ※1

※1：10ポイント以上の増加かつ目標集積率60%以上であることが必要。

例2 (③に該当)

受益面積	担い手面積	担い手農地利用集積率
3,048ha	1,361ha	44.7%

目標年度

集積率5.5ポイント増^{*2}

受益面積	担い手面積	担い手農地利用集積率
3,048ha	1,530ha	50.2% ※2

※2：受益面積が3,000ha以上の場合、5ポイント以上の増加かつ目標集積率50%以上であることが必要。

目標年度は事業完了年度から起算して4年目以内に設定してください。

(ただし、支援計画の認定申請時点で既に事業が完了している場合は、申請年度から起算して5年目以内に設定してください。)

## (2) 高収益作物生産額向上計画

支援計画で定める目標年度までに、高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加すること。

### 高収益作物とは？

高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、例えば、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物です。

### 高収益作物の生産額の確認方法は？

受益地における高収益作物の生産額については、管内の農業協同組合 (JA)、関係市町村担当部局等で確認してください。

なお、上記によりがたい場合は、農林水産省が公表している「市町村別農業産出額」統計の確認可能な最新年度産出額に基づき、受益市町村ごとに受益面積で案分計算した額の合計を採択時生産額とすることができます。

この場合、要件の達成を確認するときの生産額の算定は、採択時と同じ方法で行います。

**目標年度は事業完了年度から起算して4年目以内に設定してください。**

(ただし、支援計画の認定申請時点で既に事業が完了している場合は、申請年度から起算して5年目以内に設定してください。)

## (3) 輸出事業計画連携計画

輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

### 輸出事業計画とは？

農林水産物又は食品の輸出を行うために、生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を行い、輸出拡大を図るための計画が輸出事業計画です。

支援計画において連携を図る輸出事業計画は、輸出事業計画の認定規程に基づき農林水産大臣の認定を受けている計画が対象となります。

### 輸出事業計画の連携要件とは？

認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られることが要件ですので、支援計画の認定に当たっては、連携内容の妥当性、確実性を判断することとなります。

なお、支援計画が認定された場合、調整金の支払いはありません。

### 輸出事業計画の連携内容とは？

地域、品目で様々であり、連携の内容は個々の計画に即して判断することになります。

例示として、以下のようなことが連携内容として挙げられます。

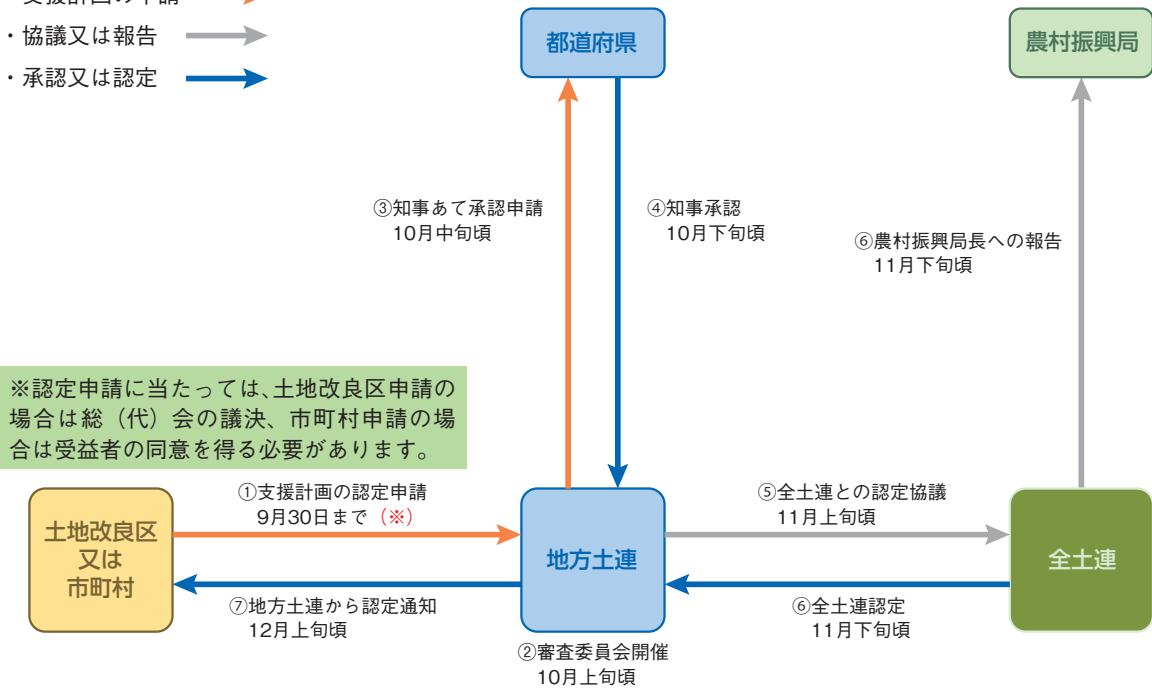
- (1) 輸出事業計画に支援計画対象の土地改良事業が記載されている。
- (2) 輸出品目生産農地が支援計画対象事業の受益地である。
- (3) 支援計画対象事業の受益地で生産された農産物を輸出品目としている。

**目標年度の設定をする必要はありませんが、輸出事業計画の実施期間における連携が必須であることに留意してください。**

# 8

## 支援計画の申請から認定手続の流れ

- ・ 支援計画の申請 →
- ・ 協議又は報告 →
- ・ 承認又は認定 →



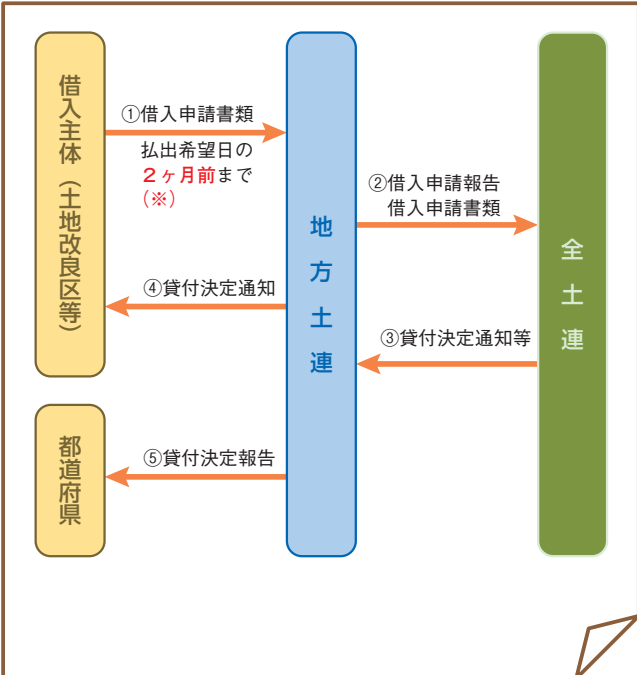
※認定申請に当たっては、土地改良区申請の場合は総(代)会の議決、市町村申請の場合は受益者の同意を得る必要があります。

(※) ①の支援計画の認定申請は、支援資金借入申請の前年度までに行う必要があります。

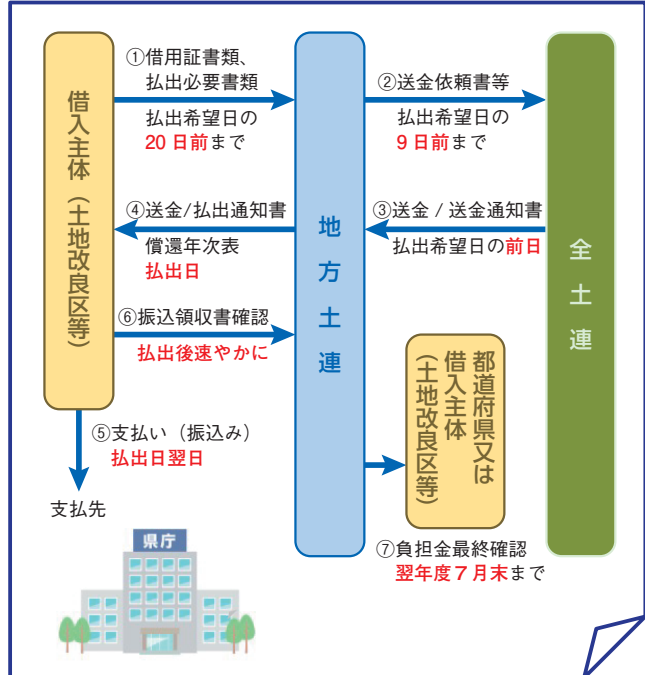
# 9

## (認定後) 借入申請から払出し手続の流れ

### 借入申請



### 払出申請




(※) 借入申請に当たっては、総(代)会の議決を得る必要があります。

## 支援資金活用の具体例

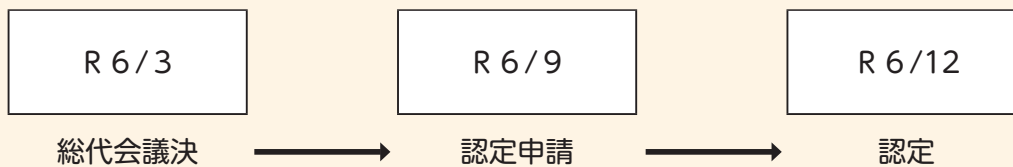
令和7年度着工の県営事業について、初年度から支援資金を借り入れるケース

- 着工年度（令和7年度）から借入れを行う場合、総代会の議決を経て、令和6年9月末までに支援計画の認定申請を行っていただく必要があります。
- 令和6年度に計画認定を受けていただくと、令和7年度から地元負担額の5/6を限度に支援資金の借入れが可能となります。

### 1. 対象土地改良事業

工期：R7年度～11年度 地元負担額：毎年60,000千円	R7	R8	R9	R10	R11
	着工  完了				

### 2. 支援計画の認定スケジュール（例）



### 3. 年度毎の資金調達内容

（単位：千円）

年 度	R7	R8	R9	R10	R11
地元負担額	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
(5/6) 支援資金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
(1/6) 借入又は自己資金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

※1/6相当額の調達方法は、他金融機関からの借入、積立等による自己資金のいずれも可。



認定地区番号は、都道府県土地改良事業団体連合会にお問い合わせください。

都道府県名	〇〇県
当初認定年度	令和5年度
認定地区番号	R5-0-00-0000-0-0

水田・畑作経営所得安定対策等支援計画

〇〇〇地区（^{ふりがな}県営〇〇〇〇〇〇〇事業）

令和5年〇月

申請主体（〇〇〇土地改良区）

借入主体（〇〇〇土地改良区）

※借入主体（借入主体が複数ある場合はその代表者を記載してください）

〇〇地区 水田・畑作経営所得安定対策等支援計画

1. 対象となる土地改良事業等の概要

都道府県名	市町村名	地区名	対象事業名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	土地改良区等負担額 (千円)
〇〇県	〇〇町	〇〇〇	県営〇〇〇〇〇〇〇事業	R6	R11	R14	123.0	80	1,728,000	324,000

注：目標年度は完了年度から4年目以内又は水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の着手から5年目以内とする。

2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の概要

(1) 借入計画

借入主体 (借入主体番号)	借入額 (千円) A	土地改良区等負担額 (千円) B	土地改良区負担額に占める借入限度額 $C = B \times 5/6 (\geq A)$	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	借入期間 (年)
〇〇土地改良区 (1001)	<0> 270,000	(0) 324,000	270,000	123.0	80	6
合計	<0> 270,000	(0) 324,000	270,000	123.0	80	

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

土地改良法に基づき認可された事業計画書から転記してください。

土地改良区負担額の5/6が借入限度額となります。



(2) 担い手農地利用集積向上計画

	受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用集積率 (%) ③=②/①	備考
採択時 ( 令和5年度 )	123.0	55.0	44.7	
目標年度 ( 令和14年度 )	123.0	75.0	61.0	

(2)~(4)のいずれかを  
記入してください。

(3) 高収益作物生産額向上計画

	採択時 (令和4年度) ①	目標年度 (令和12年度) ②	③=②/①×100	備考
高収益作物生産額	5,230千円	6,500千円	124%	

(4) 輸出事業計画連携計画

認定輸出 事業者名	輸出事業 実施期間	輸出品目 (産地のエリア)	連携の概要
〇〇〇〇〇〇	令和5年度～ 令和7年度	米 (〇〇市××地区)	<連携の概要を記入>

3. 償還計画

【〇〇〇〇土地改良区】

(単位：千円)

年度	借入額 (a)	借入累積額 (b)	償還額 (c)	償還累積額 (d)	借入残高 (b)-(d)
R6	45,000	45,000	0	0	45,000
R7	45,000	90,000	0	0	90,000
R8	45,000	135,000	0	0	135,000
R9	45,000	180,000	3,000	3,000	177,000
R10	45,000	225,000	6,000	9,000	216,000
R11	45,000	270,000	9,000	18,000	252,000
R12			12,000	30,000	240,000
R13			15,000	45,000	225,000
R14			18,000	63,000	207,000
R15			18,000	81,000	189,000
R16			18,000	99,000	171,000
R17			18,000	117,000	153,000
R18			18,000	135,000	135,000
R19			18,000	153,000	117,000
R20			18,000	171,000	99,000
R21			18,000	189,000	81,000
R22			18,000	207,000	63,000
R23			18,000	225,000	45,000
R24			15,000	240,000	30,000
R25			12,000	252,000	18,000
R26			9,000	261,000	9,000
R27			6,000	267,000	3,000
R28			3,000	270,000	0
計	270,000		270,000		

4. 推進体制

協議会名	〇〇〇〇地区 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業推進協議会
設立日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
代表者	〇〇〇土地改良区 理事長 △△ △△
構成メンバー	〇〇町、△△町農業委員会、〇〇〇町農業協同組合、〇〇〇土地改良区

5. その他

(1) 水田・畑作経営所得安定対策等支援計画申請に係る同意

- ※1 土地改良区が申請する場合は、総会又は総代会の議決書を添付する。
- ※2 市町村が申請する場合は、原則、受益者全員の同意書を添付する。

(2) その他

支援事業実施地域において、他事業  
実施のために既に組織されている協  
議会がある場合、その協議会を活用  
することもできます。



**Q** 融資を受けられる額はどうやって計算するのですか？

**A** 対象土地改良事業における受益者負担額の5/6以内が借入限度額となります。例えば県営事業において、県が発行する分担金納入通知書における地元負担額が54百万円の場合、借入限度額は $54\text{百万円} \times 5/6 = 45\text{百万円}$ となります。

**Q** 受益者負担額の5/6を支援資金で借入した場合、残額の1/6は必ず他の金融機関から借入れする必要がありますか？

**A** 残額1/6の調達方法については特段規定しておりませんので、他の金融機関からの借入れ、自己資金による調達のいずれも可能です。

**Q** 既に実施中の県営事業・団体営事業であっても支援資金の借入は可能ですか？

**A** 可能です。支援計画の認定を受けていただくことで、その翌年度から支援資金の借入ができます。

**Q** 既に有利子借入金で受益者負担金を納入済みですが、支援資金で借り換えることができますか？

**A** 有利子借入金支援資金の対象となる事業の受益者負担金に充てられたものであることが確認できれば、借り換え可能です。この場合、支援資金の融資額は有利子借入金残高の5/6が限度額となります。

**Q** 同一の土地改良事業について、複数の土地改良区が借り入れる場合の取扱いはどうなりますか？

**A** 関係土地改良区間で協議調整の上、支援計画の申請を行う土地改良区を定めてください。認定された支援計画に基づき、複数の土地改良区が借入れすることが可能となります。

**Q** 支援計画の採択要件である担い手への農地集積とはどういうことですか？

**A** 受益面積に占める担い手の経営面積の割合を増やすことをいいます。集積の状況は以下の式により算出する「担い手農地利用集積率」で判断します。なお、担い手とは「認定農業者」や「地域計画のうち目標地図に位置付けられた方」等をいいます。

$$\frac{\text{担い手の経営等農用地の合計面積}}{\text{受益面積}} \times 100 = \text{担い手農地利用集積率 (\%)}$$

**Q** 支援計画の認定を受けていますが、事業費の増加に伴い支援資金の借入額が計画を超過することになりました。増加分の借入れは可能ですか？

**A** 支援計画の変更承認を受けていただくことにより、借入れが可能となります。

**Q** 支援資金の借入後、償還を行う以外にどのような手続が必要ですか？

**A** 支援資金借入後は、完済となるまで毎年度、支援計画の申請主体から実績報告書を提出していただきます。また、支援計画の目標年度までに採択要件の達成報告をしていただきます。

**Q** 目標年度までに採択要件の達成が困難となった場合はどうなりますか？

**A** 採択要件のうち「担い手農地利用集積向上計画」又は「高収益作物生産額向上計画」を適用し、目標年度までに要件が達成できなかった場合は、「調整金」をお支払いいただきます。調整金の利率は、貸付実行日（借用証書の日付）の日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の利率を適用し、調整金徴収の通知を受けた翌年度からお支払いいただくこととなります。

**Q** 支援資金は繰上償還することができますか？

**A** 繰上償還はいつでも可能ですので、事前にお申し出ください。なお、支援資金については借入額を千円単位としており、償還についても千円単位でお願いしております。



〈お問い合わせ先〉

全国土地改良事業団体連合会 管理システム研究部

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7-4 砂防会館別館4階

TEL : 03-3234-5612

FAX : 03-3234-5670

E-mail : futankin@inakajin.or.jp

HP : <https://www.inakajin.or.jp>